

平成31年度 居宅介護支援事業所 事業計画

【運営方針】

- 事業所は、高齢者が介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して援助に努める。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 利用者の医師及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスなどが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 事業の運営にあたっては、神戸市、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準〔厚労省令第38号、平成11年3月31日付〕」を遵守する。

【重点方針】

- 高齢化社会において高まる地域ニーズを的確に把握し、快適な老後を過ごせる地域づくりの拠点となる施設を作り上げます。
- 如何なる状況においても高齢者の尊厳を重視し「その人らしく」(自由で)(主体的な)生活をサポートできるように、自らの専門性を磨きます
- 健全な人間関係の中で生活を営むことのできる、個々のニーズに合った生活の場を創造します。

「個から組織へ

～個人の知識を組織の力へ～」

【総括】

主任介護支援専門員の取得により、他職種連携やフォーマル・インフォーマルサービスの活用も含め、利用者様・家族様に情報提供をしながら相談を重ね、より一層、利用者様の自立支援に向けた支援を実現するためのケアマネジメントを行います。
また、地域包括ケアシステムの一員として、地域貢献に努めていきます。

【重点目標】

1. 利用者、ご家族様のニーズや意向に沿った「居宅サービス計画」を作成する。
 - ① スタッフ個々に専門性を高める
 - ② 地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料などの情報を適切に利用者またはご家族様に対して提供して、利用者様のサービスの選択を求める。
 - ③ 担当者会議の開催により、サービス提供状況などの定期的な把握や評価を行う。

2. 稼働率（持ち件数）をアップする。
 - ① 地域会議や連絡回答に積極的に参加し、情報収集を行い、事業所名の周知を図る。
 - ② 「居宅サービス計画」だけでなく、地域の窓口として積極的に地域との交流を図り、安心と信頼を得るように努める。

【部署目標】

- ・ 「地域包括支援センターや他事業所と連携を密にし、新規利用者の獲得に努めます」
- ・ 「継続的なマネジメントを実施し、ご利用者の支援を行います」
- ・ 「事業の適正運用に努めます」